

福生市公共施設等総合管理計画(改定)(案)

令和4年1月
福生市

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 対象施設	3
4 計画策定年度及び改定年度	4
5 計画期間	4
6 その他	4
第2章 福生市の概要	5
1 市の概況	5
2 施設に影響を与える社会状況	6
3 公共施設の状況	11
4 公共施設に関する市の既存の計画	15
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
1 現状や課題に関する基本認識	19
2 過去に行った対策の実績	20
3 公共施設等の将来の更新費用の算出	20
4 計画目標	27
5 段階的な総量抑制について	28
6 公共施設等の管理に関する基本的な方針	29
7 全庁的な情報管理・共有方策	32
8 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	32
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1 市民文化・生涯学習系施設	33
2 学校教育系施設	34
3 保健・福祉施設	35
4 行政系施設	36
5 公営住宅	37
6 その他の公共施設	37
7 道路	38
8 橋りょう	38
9 下水道	38
10 公園	38
第5章 計画の推進体制とPDCAサイクルの推進方針	39
1 計画を推進する庁内の組織体制	39
2 PDCAサイクルの推進方針	40

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が急務となっていますが、厳しい財政状況に加えて人口減少と高齢化社会が同時進行していく中で、公共施設等の更新費用や維持管理費用の確保が大きな課題となっています。このような状況において、平成26年4月、国は全国の自治体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

福生市（以下「本市」という。）においても、これまで拡大する行政需要や市民ニーズに対応するため多くの公共施設等を整備しており、身の丈に合った行政運営を目指しつつ、時代とともに変化する市民ニーズに対応するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化や複合化・集約化などを計画的に行うことを目的として、平成29年3月、「福生市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

その後、平成30年2月には、総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂があったほか、令和3年3月に、公共施設毎の長寿命化や複合化・集約化等に関する推進の方向性をまとめた「福生市個別施設計画」を策定したこと、福生駅西口地区再開発事業に伴い、令和3年5月に「福生駅西口地区公共施設整備実施計画」を策定したこと等を踏まえ、これら関連する各計画との整合を図りつつ、この間の取組や検討の内容、公共施設等を取り巻く様々な社会状況の変化等を反映させ、今後の更なる推進につなげるため、本計画を改定します。

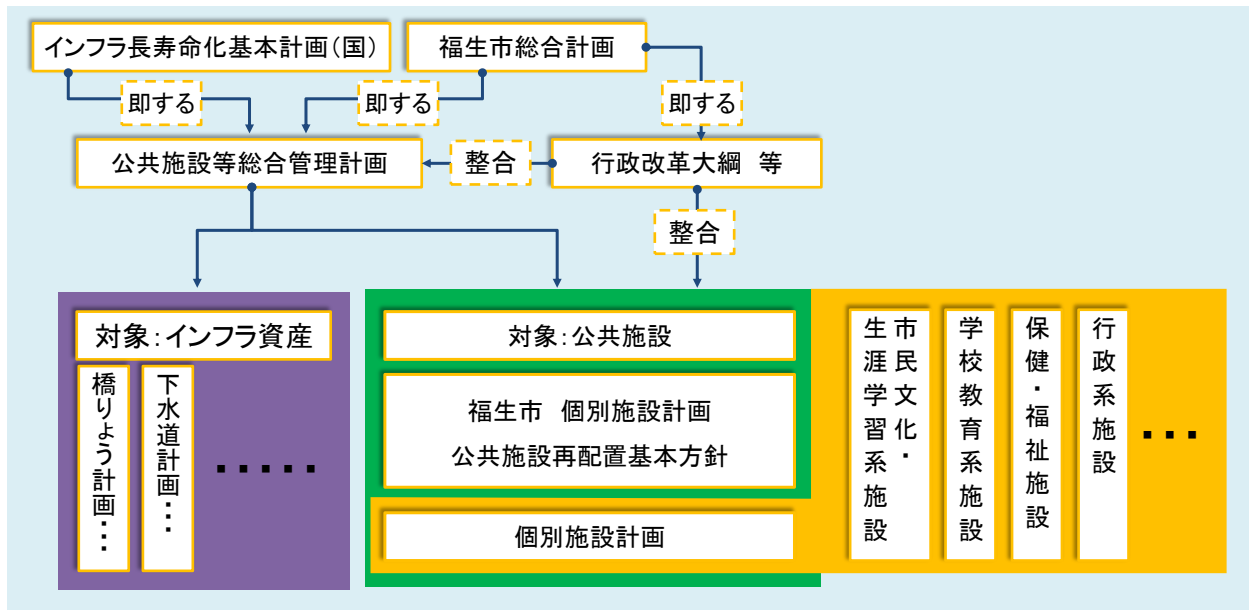
2 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、地方の行動計画として、「福生市個別施設計画」で推進する公共施設毎の長寿命化や複合化・集約化、更新など、本市の公共施設等の今後のあり方に関する基本方針を定めるものです。

本市の最上位計画である「福生市総合計画（第5期）」では、目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するための、5つの大綱の一つである、「つなぐ」において、「持続可能な財政を未来へつなぐ」施策として、老朽化した公共施設の、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、最適な配置を実現することが求められるとされています。

また、「福生市行政改革大綱（第7次）」においては、効果・効率的な行財政運営を目指す視点から、「個別施設計画に基づく公共施設の計画的な更新と適正化」が、推進項目の一つとして位置付けられています。

図表 1 計画の位置付け



3 対象施設

次の施設を本計画の対象施設とします。

(1) 公共施設

図表 2 対象施設の一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積	
普通会計	市民文化・ 生涯学習系施設	文化・社会教育施設	市民会館	2	9,988	
			公民館	3	1,175	
			地域会館等	10	6,243	
			プチギャラリー	1	679	
			その他	2	1,407	
			福庵	1	158	
			図書館	4	2,949	
			郷土資料室・文化財関係施設	4	591	
		スポーツ施設	体育館	3	8,745	
			市営プール	1	606	
			屋外体育施設	6	812	
		学校教育系施設	学校	小学校	7	38,866
				中学校	3	21,367
	その他の学校教育施設		教育センター	1	-	
			旧第二学校給食センター	1	583	
	保健・福祉施設	児童福祉施設	児童館	2	1,775	
			学童クラブ	10	-	
			子ども家庭支援センター	1	689	
			保育園	1	754	
		高齢者福祉施設	福祉センター	1	4,685	
		障害者福祉施設	障害者福祉施設	2	470	
		保健施設	保健センター	1	1,472	
	行政系施設	庁舎等	市役所庁舎	1	10,540	
		消防・防災施設	防災食育センター	1	4,845	
			消防・防災施設	12	1,276	
		清掃施設	リサイクルセンター	1	4,357	
		その他	自転車駐車場等	5	728	
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	5	19,810	
	その他	その他	公衆便所	5	122	
			まちなかおもてなし	1	71	
			ステーションくるみるふっさ			
計				98	145,763	

令和3年4月現在

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、本市の公共施設の実情に即して分類しました。

※複合施設の延床面積は、いずれかの施設に集約して表示しています。施設数は分類に沿ってそれぞれ計上しています。

※市営福生駅西口駐車場は、立体駐車場から平置き型へ改修したことにより、本計画の対象外となりました。

(2) インフラ資産

主に社会基盤を形成する施設であり、道路・橋りょう・下水道・公園を対象とします。

図表 3 対象とする道路の数量

会計名	種別	延長 (km)	面積 (千㎡)
普通会計	1級（幹線）市道	2.8	31.8
	2級（幹線）市道	19.1	197.8
	その他の市道	103.8	551.9
	自転車歩行者道	5.7	19.0
	計	131.4	800.5

令和2年度末

図表 4 対象とする橋りょうの数量

会計名	種別	面積 (千㎡)
普通会計	PC橋	0.48
	RC橋	0.24
	鋼橋	0.45
	石橋	-
	その他	0.09
	計	1.26

会計名	種別	本数
普通会計	15m未満	13
	15m以上	6
	計	19

令和2年度末

図表 5 対象とする下水道の数量

会計名	種別	延長 (km)
公営事業会計	コンクリート管、 塩ビ管	226.2
	更生管	0.6
	計	226.8

令和2年度末

図表 6 対象とする公園の数量

会計名	種別	箇所数	面積 (千㎡)
普通会計	都市公園	52	399.1
	その他公園	24	10.6
	計	76	409.7

令和2年度末

4 計画策定年度及び改定年度

本計画は、平成28年度に策定し、令和3年度に改定を行いました。

5 計画期間

計画期間は「福生市個別施設計画」と同期させ、令和3年度から令和42年度までの40年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとしします。

6 その他

本計画に記載されている数値等は、平成28年に基礎資料として作成した「福生市公共施設白書」の考え方をベースに、必要に応じて時点更新しています。

第2章 福生市の概要

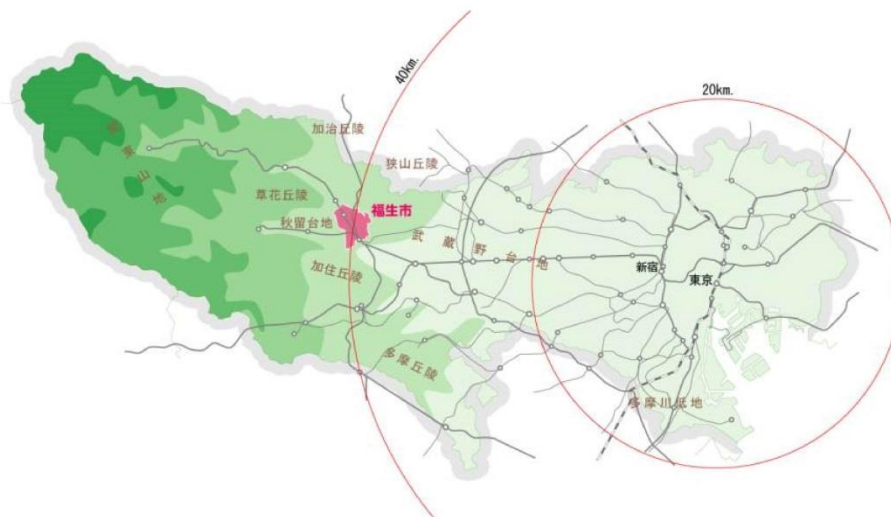
1 市の概況

本市は都心から西へ約40km、武蔵野台地の西端に位置しており、東は立川市、昭島市、武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市、瑞穂町に接しています。市域は東西約3.6km、南北約4.5km、面積は約10.16km²ですが、市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の約3割を占めているため、基地部分を除いた面積は6.84km²と、都内26市中では2番目に小さいまちとなっています。

市内には市街地が広がっており、JRの駅が3路線（青梅線、八高線、五日市線）5駅（福生駅、牛浜駅、拝島駅、熊川駅、東福生駅）があるなど、鉄道交通の便に恵まれています。

地形の特徴として、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆる「ハケ」が連なっています。

図表 7 福生市の位置



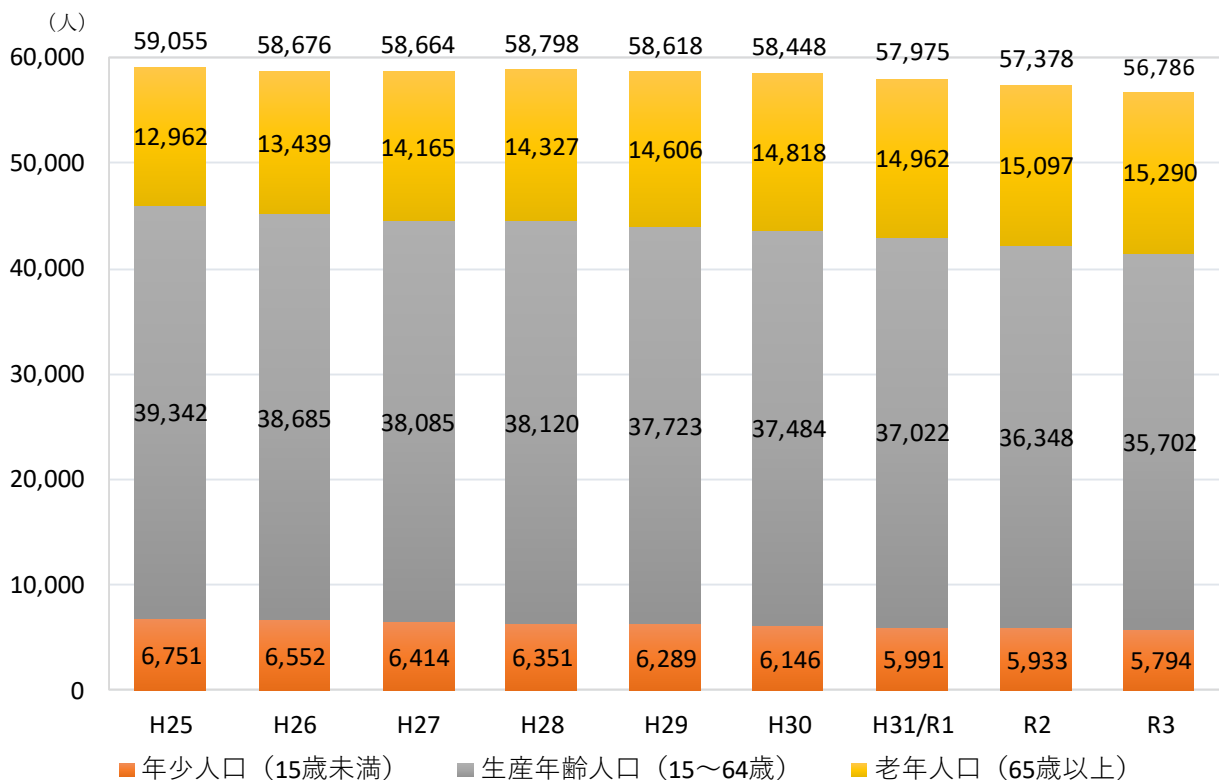
2 施設に影響を与える社会状況

(1) 人口の動向

本市は、都心のベッドタウンとして宅地化が進み、昭和 35 年以降、現在の東京都住宅供給公社(JKK)福生熊川住宅、福生加美平住宅及び独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構)福生団地等が整備され、人口増加を続けてきましたが、住民基本台帳では平成 14 年の 62,503 人をピークに人口減少に転じ、令和3年4月1日時点の人口は 56,786 人となっています。

人口構成については、生産年齢人口(15～64 歳)及び年少人口(15 歳未満)は減少している一方、老年人口は増加しており、平成 25 年には約1万3千人でしたが、令和3年では 1 万5千人を超えています。(図表 8)

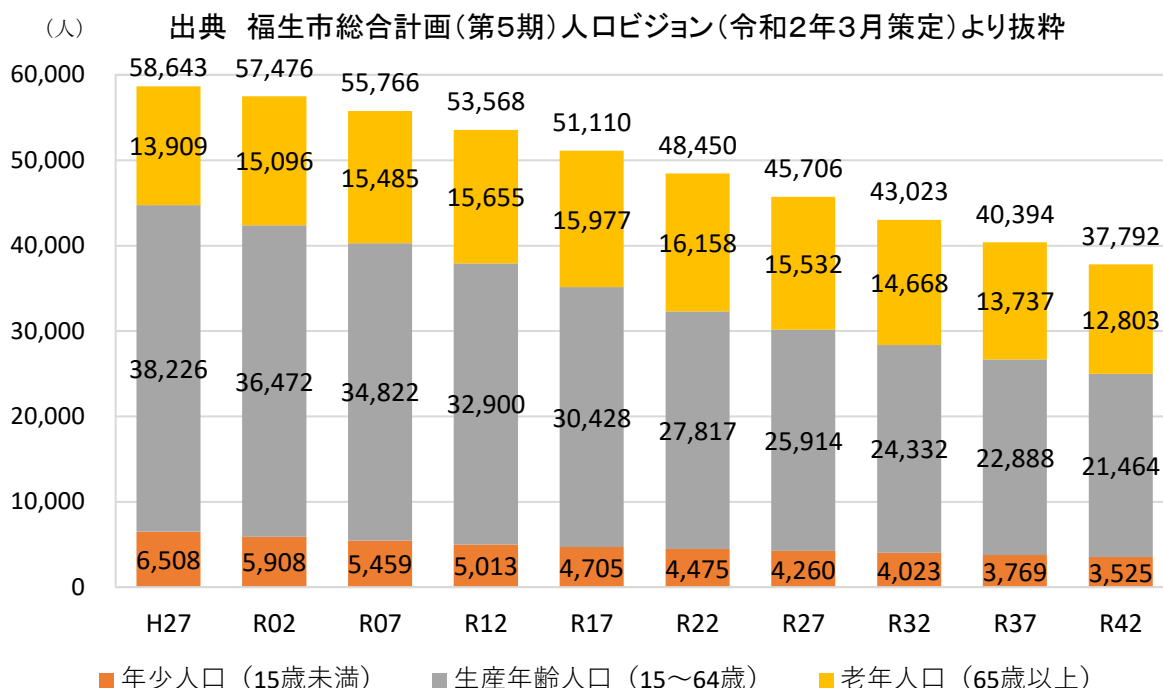
図表 8 年齢3区分別人口の推移
出典 福生市総合計画(第5期)人口ビジョン(令和2年)に加筆



また、総人口の将来推計を見ると、令和2年の 57,476 人(人口ビジョン策定時の推計値)が令和 42 年には 37,792 人と減り、40 年間で約 34%減少することが見込まれています。(図表 9)

また、年齢3区分別人口の推計では、生産年齢人口の減少と老年人口が増加していきますが、令和 27 年を境に老年人口を含めた全年齢区分で人口が減少していくと見込まれています。これに伴い、市税収入の減少や扶助費等の増加など、財政状況はより厳しくなると予測されます。

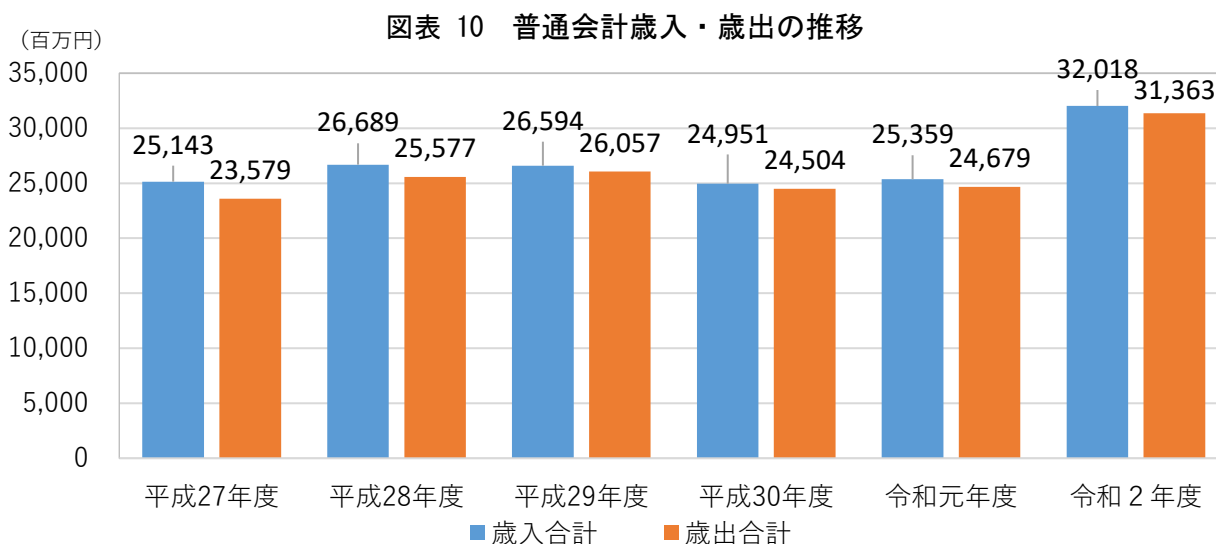
図表 9 年齢3区分別人口の将来推計



(2) 財政状況

ア 決算の規模の推移

本市の普通会計※決算規模の推移は、各年度に実施される事業規模により上下しています。(図表 10)



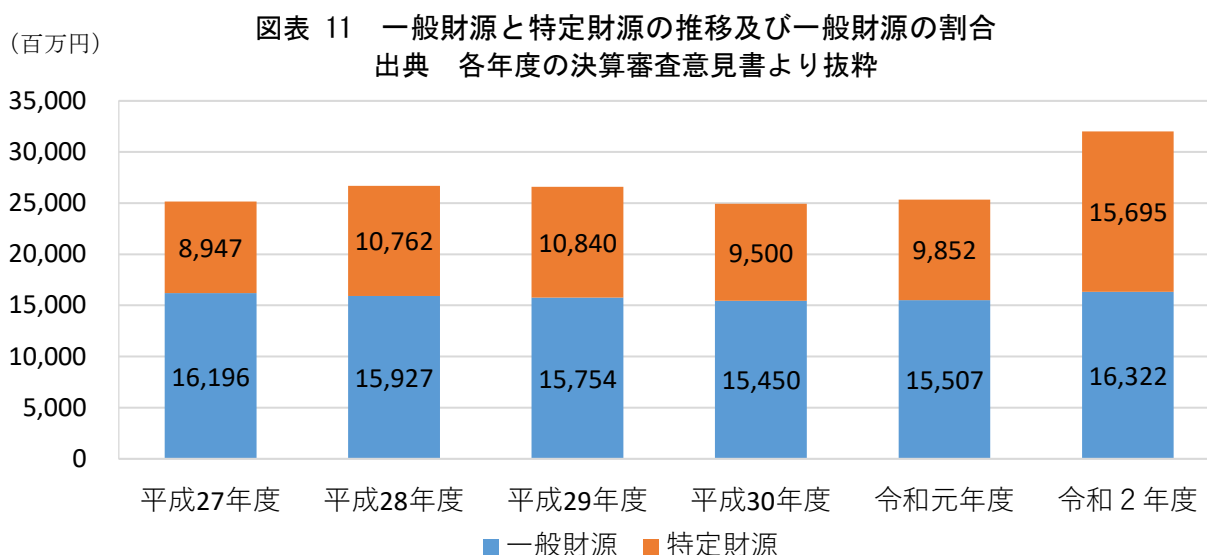
出典 各年度の決算審査意見書より抜粋

※普通会計：地方公共団体の財政状況の把握、財政運営の指針、地方財政全体の分析に用いられる会計区分で総務省の定める基準により会計を再構成したもの。

イ 財源の状況

歳入決算額を、用途が指定されずにどのような経費にも使用できる収入で市税、地方譲与税及び地方交付税等である「一般財源」と、用途が指定されていて、特定の目的以外に使用できない収入である国・都支出金等の「特定財源」に分類した推移は次のとおりです。(図表 11)

各年度に特定財源が計上されており、特定財源となる補助金等を活用し、一般財源の削減を図りつつ、事業が実施されていることがわかります。



	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源割合	64.4%	59.7%	59.2%	61.9%	61.1%	51.0%

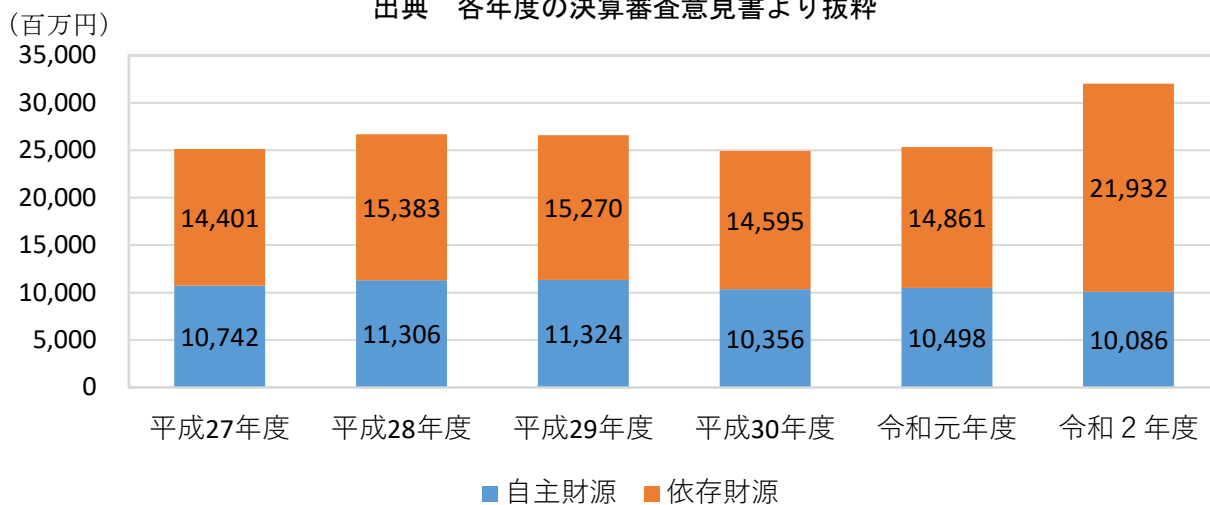
ウ 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方自治体の歳入のうち、自らの権限で収入し得る財源のことです。一方、依存財源とは、国や都道府県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする地方自治体の収入のことです。このため、自主財源が多い方が、財政運営の自主性、弾力性があるということになります。

市の自主財源と依存財源の推移は次のとおりです。(図表 12)

市では、自主財源の確保に努めながらも、依存財源も活用しつつ各種事業を行っています。

図表 12 自主財源と依存財源の推移及び自主財源の割合
出典 各年度の決算審査意見書より抜粋

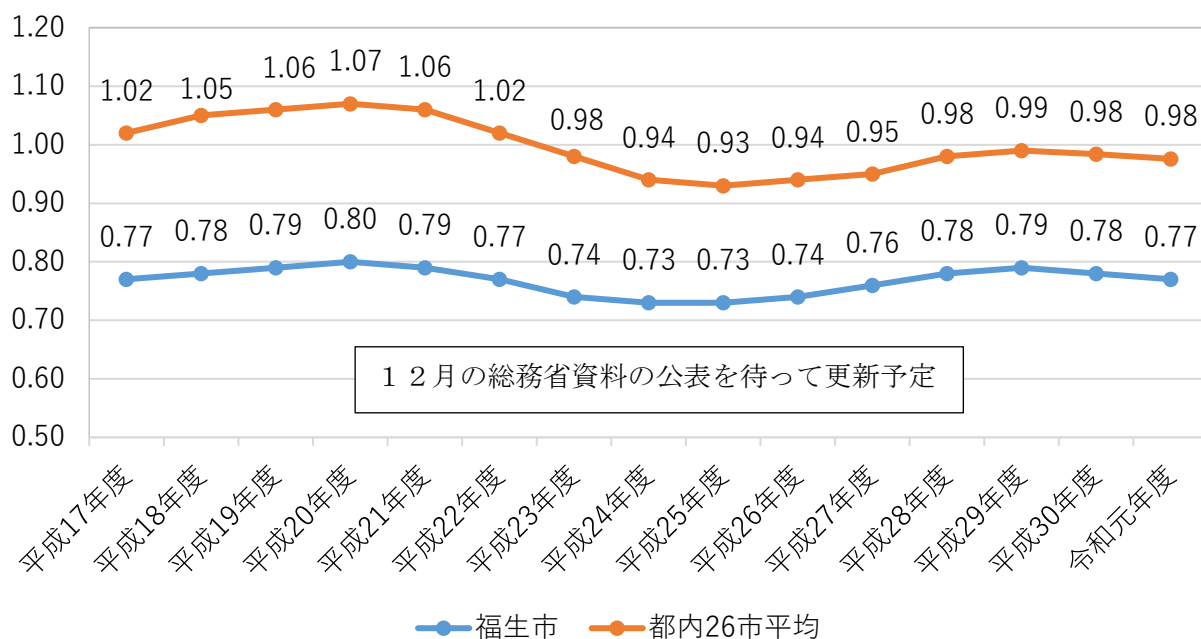


	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自主財源割合	42.7%	42.4%	42.6%	41.5%	41.4%	31.5%

エ 財政力指数

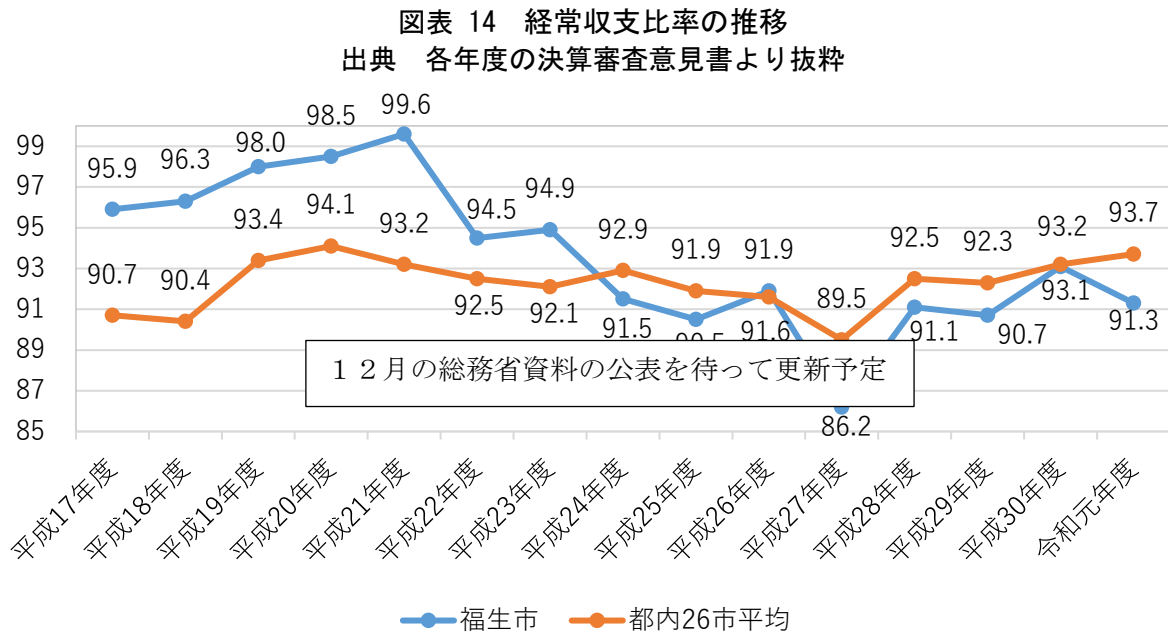
財政力指数とは、自治体の財政能力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の、過去3年間の平均値です。この指数は、数字が大きくなるほど財源に余裕があるとされています。本市は、東京都26市平均よりも下回っており、財源に余裕は無い状況となっています。(図表 13)

図表 13 財政力指数の推移 出典 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より抜粋



オ 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費などの、毎年経常的に支出される経費（経常的経費）を、市税などの毎年度に収入される歳入（経常一般財源）で、どれくらい賄えているかを示す比率です。一般には、80%以上の場合は、財政の弾力性が低くなることを示しています。本市は、東京都26市平均よりも数値は低いですが、平成28年度以降は上昇傾向であるため、財政状況の改善が必要です。（図表14）



(3) 市民生活

デジタル化・ICT化の進展、情報技術の進歩等による社会状況の変化の中で、従来の公共施設を拠点とした行政サービスの提供以外に、多様なサービスの提供の形が可能となると思われます。

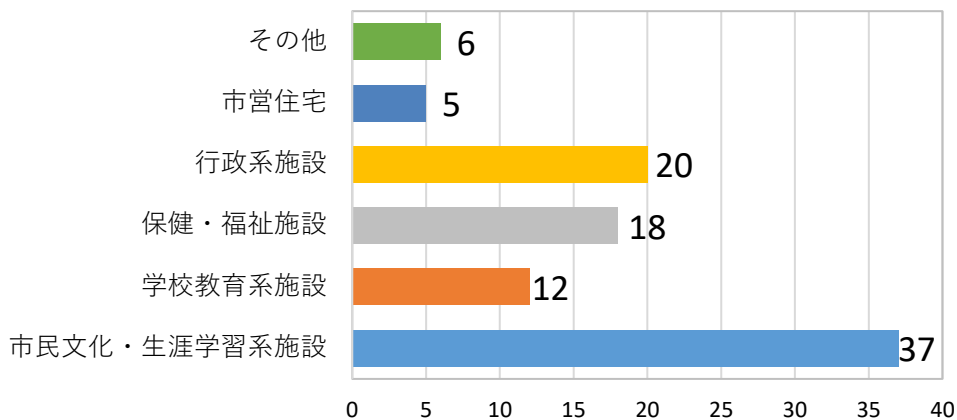
すでに公共施設以外で供用されているサービスとして、例えば、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書発行やオンラインでの各種申請、利用予約などがあります。

3 公共施設の状況

(1) 施設類型別の施設数等

本計画対象の公共施設(自主防災倉庫 32 箇所を除いた 98 施設)の施設類型別の施設数を見ると、市民文化・生涯学習系施設が最も多く、次に保健・福祉施設、行政系施設、学校教育系施設、市営住宅と続いています。最も多い市民文化・生涯学習系施設が全体のおよそ3分の1を占めています。(図表 15・16)

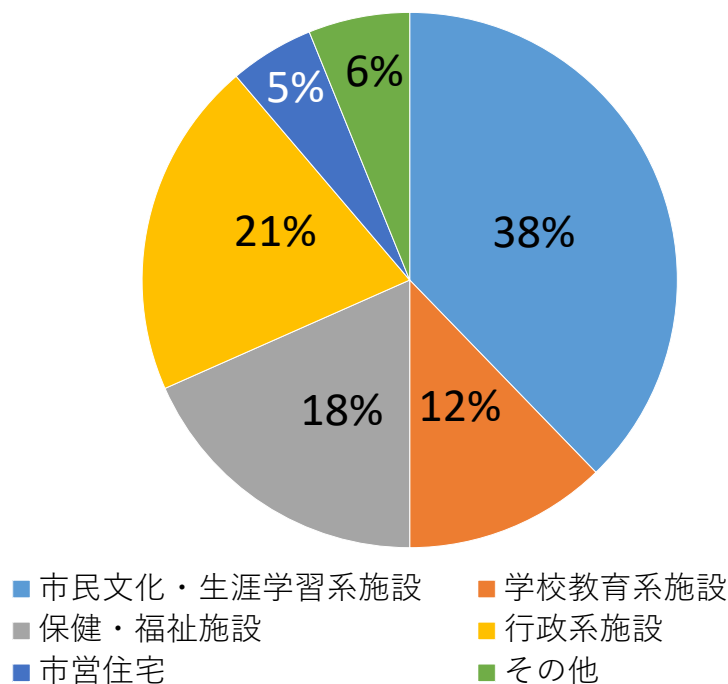
図表 15 施設類型別の施設数 (令和3年4月時点)



※複合施設は機能ごとに分けて数えています。(例 同じ建物内の田園児童館・田園会館・田園クラブ(学童クラブ)は3施設としている。)

※本計画対象の98施設のほか、本市には市の保有でない熊川児童館、川の志民館の2施設がありますがグラフには含めておりません。

図表 16 施設類型別の施設割合 (令和3年4月時点)



(2) 人口一人当たりの行政財産建物延べ床面積

都内 26 市人口一人当たりの行政財産[※]建物延べ床面積の平均は 1.92 m²です。

本市は 2.54 m²で、都内 26 市の平均値 1.92 m²に比べて 0.62 m²(32.3%)高い水準となっています。

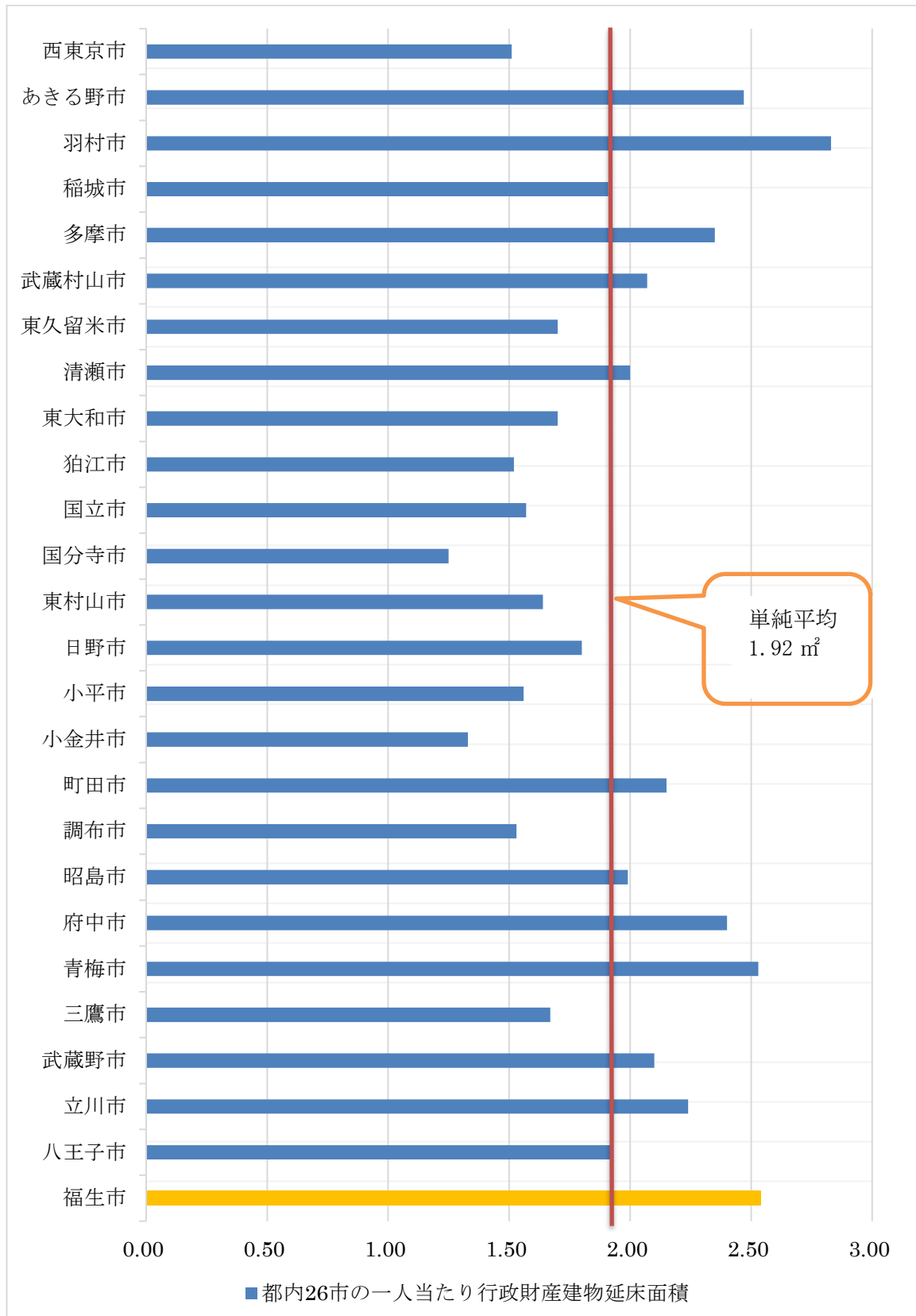
都内 26 市各市の一人当たり行政財産建物延べ床面積は、図表 17 のとおりです。

※ 行政財産：市において公用若しくは公共用に供し、又は供することを決定した財産をいいます。行政財産は、庁舎や消防施設など、市が直接使用する「公用財産」及び学校や図書館など、市民が共同利用する「公共用財産」から構成されています。

一方、行政財産と異なり、特定の行政目的に直ちに用いられることなく地方公共団体が一般法人与同等の立場で所有する財産は普通財産に分類されます。本計画の対象の公共施設のうち、法人等に貸付をしている牛浜集会所、福生保育園は普通財産です。

図表 17 都内 26 市の一人当たり行政財産建物延べ床面積※

(m²)

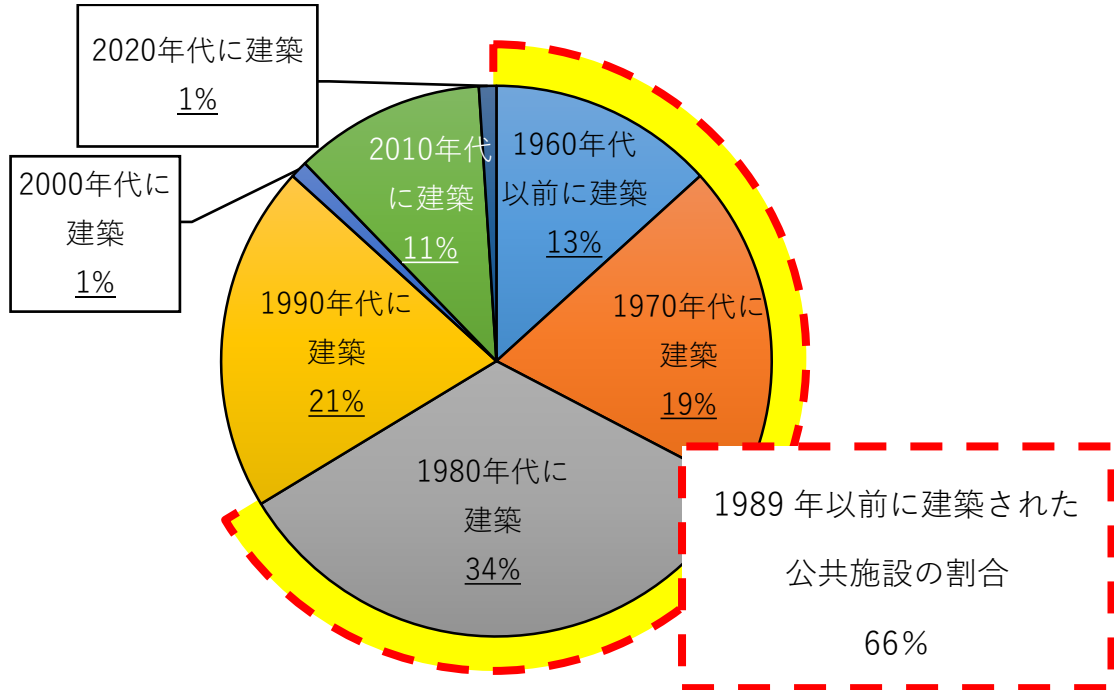


※「一人当たり行政財産建物延べ床面積」は、「行政財産建物延べ床面積」については「公共施設状況調経年比較表（令和元年）」（総務省）を、人口については令和2年国勢調査の数値を用いて算定しております。

(3) 市内公共施設の建築年代別の割合

市内の公共施設の建築年代は、平成元年(1989年)以前に建築された建物の割合が、全施設の約3分の2となっており(図表18)、いずれも建築後30年以上が経過しています。更に、昭和44年(1969年)以前に建築された建物が13%も存在し、建築後50年以上が経過しているため、早急な老朽化対策が課題となっております。

図表 18 公共施設の建築年代別の割合 (令和3年4月時点)



(4) 施設保有量の推移

市の公共施設、インフラ資産等の保有量を平成26年度と令和2年度で比較すると、公共施設、道路、下水道、公園の保有量が増加しています。(図表19)

図表 19 施設保有量の推移

年度	公共施設(m ²)	道路(km)	橋りょう(千m ²)	下水道(km)	公園(千m ²)
平成26年度	136,476	129.4	1.3	223.0	408.7
令和2年度	145,763	131.4	1.3	226.8	409.7

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示す指標で、この割合が高いほど、資産の取得から長い期間が経過しているといえます。(図表20)

図表 20 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有形固定資産減価償却率	62.67%	60.07%	60.13%	60.13%	61.77%

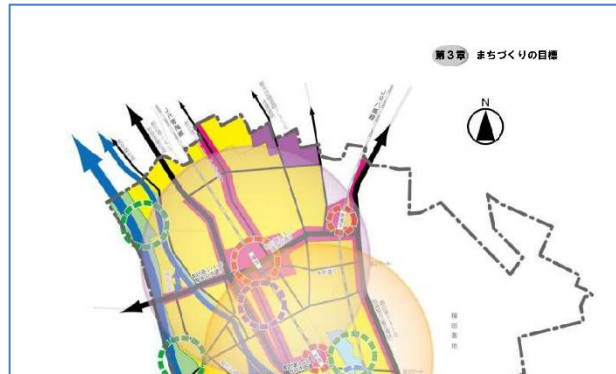
4 公共施設に関する市の既存の計画

(1) 福生市都市計画マスタープラン

「福生市都市計画マスタープラン」(平成 26 年改定)は、実現すべき都市の将来像を示し、個別の都市計画の変更、決定の指針となるものです。

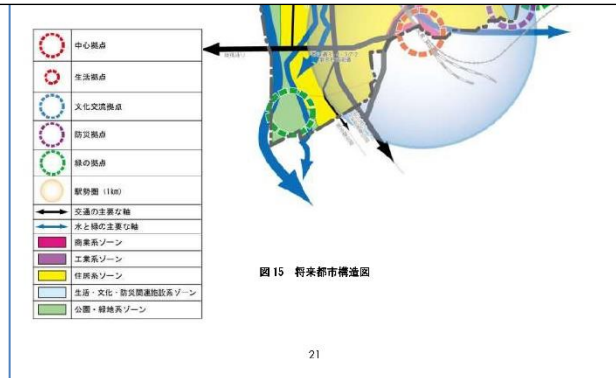
このプランでは、本市の将来都市構造は、業務・商業・文化・交流機能を中心とした機能が集積した JR福生駅及び拝島駅周辺と、日常生活の利便施設が集積した牛浜駅、熊川駅及び東福生駅の周辺など、駅を中心とした拠点整備を進め、誰

図表 21 都市計画マスタープランにおける将来都市構造図



令和 3 年度の改定時に整合を図り更新予定

特に「商業系ゾーン」であるJR福生駅・拝島駅周辺の土地利用の方向性は、福生市の顔となる既存商業・業務機能の強化・充実と行政機能・交流機能・文化機能など多様な都市機能の導入を図り、それらと中層住宅が調和した地区として土地利用の誘導を図るものとしています。(図表 21)



(2) 福生市立地適正化計画

平成 30 年3月に策定された福生市立地適正化計画は、今後更なる人口減少・少子高齢化が見込まれる中、住宅や生活利便施設を一定の区域に誘導することで、人口減少下においても、一定の人口密度と日常生活の利便性の維持向上を目指すものです。

計画は、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を設定し、長期的に住居や生活利便施設をこれらの区域内に緩やかな誘導を目指すものとしています。

このうち「都市機能誘導区域」は、福生駅周辺を中心とする拠点と拝島駅、牛浜駅、熊川駅及び東福生駅の各駅周辺を中心とする拠点の機能強化を図ることに主眼を置いて設定を行うもので、生活利便施設を集積することにより、更なる利便性の向上を図り、高齢化への対応や子育てしやすいまちづくりの実現を目指します。

計画では「行政機能」、「介護福祉機能」及び「子育て機能」等の各都市機能を、拠点利用圏への集積が望ましい施設(拠点集積)と、生活に身近なエリアにバランスよく配置することが望ましい施設(市内分散型)の二つに大別した上で検討、市内各駅周辺に設定した拠点ごとに、どのような施設機能を誘導するかを設定しています。(図表 22)

図表 22 立地適正化計画の拠点ごとの誘導施設一覧

拠点	機能	誘導施設
福生駅周辺を中心とする拠点	行政機能	◆市役所(本庁舎)
		◆保健センター
	介護福祉機能	◆高齢者に関する総合相談窓口
		◆子ども家庭支援センター
	子育て機能	◆教育センター
		◆子育てに関する総合相談窓口
	商業機能	◆大型商業施設
		◆スーパーマーケット
	医療機能	◆災害拠点病院
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
教育・文化機能	◆市民会館	
	◆図書館(駅前分館)	
	◆中央体育館	
拝島駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
牛浜駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
熊川駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
東福生駅を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)

(3) 福生駅西口地区公共施設整備基本計画・実施計画

福生駅西口地区では、平成 29 年に福生駅周辺の地権者を中心に設立された「福生駅西口地区市街地再開発準備組合」によって市街地再開発の計画・準備が進められており、市の都市政策にも沿った内容であることから市も支援をしています。

令和元年 12 月に策定された福生駅西口地区公共施設整備基本計画及び、令和3年5月に策定された福生駅西口地区公共施設整備実施計画では、福生駅を商業や文化の交流拠点を集積させるコンパクトなまちづくりを進める市の施策のもと、「交流と賑わい」と「情報発信」の拠点となる公共施設を当該地区に導入するための、施設整備の方向性を4つの柱にまとめています。

- ア スポーツ・アクティビティ機能：スポーツと自然の調和、ふれあいの拠点施設
- イ 文化発信・交流機能：多くの人々が出会い文化的活動を通じ交流する施設
- ウ 知的空間創造機能：市民一人ひとりが学び創造する喜びを感じられる施設
- エ 健康増進・子育て支援機能：健康と子育ての拠点となる施設

施設の規模は、主要な機能のみで9,800 m²、共用部を含めた床面積部分では約 15,000 m²を予定しています。供用開始は令和 8 年度以降となる予定です。(図表 23)

図表 23 福生市西口地区公共施設整備実施計画における主な機能

スポーツ・アクティビティ機能 (約 2,500 m ²) マルチスペース(大)、観客席等	健康増進機能(保健センター) (約 1,000 m ²) 健(検)診室、健康指導・講習室、休日診
文化発信・交流機能 (約 2,800 m ²) 多目的ギャラリー、マルチスペース(中)(小)、ホワイエ等	子育て支援機能 (約 600 m ²) 放課後対策、子どもひろば、親子談話室等
知的空間創造機能 (約 2,800 m ²) 図書館(図書、雑誌)、視聴覚ライブラリー、レファレンス、おはなし室、カフェ等	行政連絡機能 (約 50 m ²) 証明書自動交付機、案内窓口(観光・文化財案内等)等
主な機能の規模 約 9,800 m ²	
※面積については、誰でも利用できるエントランス等の共用スペースを除いた数値となります。	

(4) その他の公共施設に関連する既存の計画

本計画による公共施設全体の方針や取組に関連する、主な市の計画は次の通りです。本計画では、これらの計画と整合を図ります。

- ア 福生市総合計画（第5期）（令和元年度策定）
- イ 福生市行政改革大綱（第7次）及び福生市行政改革大綱推進計画（令和2年度～令和6年度）（令和元年度策定）
- ウ 福生市地域防災計画（平成30年度修正）
- エ 第4期福生市バリアフリー推進計画（令和2年度策定）
- オ 福生市耐震改修促進計画（令和4年3月改定予定）
- カ 福生市教育振興基本計画 第2次（令和元年度策定）
- キ 福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針（平成25年度策定）

このほか、公共施設で提供されるサービスの各事業計画等における、施設の維持管理、運営や配置に関する方針について整合を図ります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 老朽化への対応

学校教育系施設や市民文化・生涯学習系施設が昭和40年代から昭和50年代までにかけて集中的に整備され、多くが今後耐用年数を迎えることとなります。

老朽化の進行とともに、雨漏りや冷暖房機器等の付帯設備の故障などのリスクが増大し、突発的な修繕が増加し、その経費の増大や市民サービスへの支障が課題となっています。

(2) 人口構造の変化への対応

本市の人口は当面、老年人口の増加が見込まれることから、公共施設の利用者層が高齢化し、バリアフリー化が十分でない施設においては、利用に支障が生じることが予想されるなど、世代構成の変化に応じた機能付加や用途変更が求められることが考えられます。

このほか、生産年齢人口の減少は税収の減少につながり、施設に係る経費の増大とともに、厳しい財政状況をもたらし、全ての施設の更新や維持は、困難な状況となることが予想されます。

(3) ライフスタイルの多様化や社会環境の変化への対応

少子化や核家族化をはじめ、単独世帯や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大による新しい生活様式の浸透などにより、市民の生活様式が大きく変化し、多様化しています。

また、年々、自然災害の頻度が高まり、その規模や被害が大きくなっている中、市民の防災や災害時対応施設に対する意識が高まっています。

一方、インターネットやスマートフォンに代表されるような、情報技術の急速な発展・高度化に伴って、離れた場所からデータや音声、映像を送り、会議や業務、授業を行うことや、家族や友人との会話やゲームなどを楽しめるような環境が徐々に整ってきています。

そうした変化の中、行政サービスに求められるニーズは、今後、より多様化が進んでいくことが予想されます。

(4) 維持更新にかかるコストへの対応

本市の財政力指数は、都内26市の中でも低く推移しており、今後も市税収入等の大幅な増加は見込めない状況です。また、多様化する行政需要への対応等により、財政状況は今後も厳しくなることが予想されます。

一方、本章第3項では、既存のすべての施設で長寿命化を行った場合においても今後の更新費用は毎年約6.7億円増加するという試算を提示しており、全ての公共施設をこれまでどおり維持していくことは大変困難な状況になっています。

(5) まちの活力維持への対応

今後の人口減少や高齢化が見込まれる中、福生駅をはじめとする駅周辺へ生活利便施設や公共施設を集積することで、更なる利便性の向上を図り、地域を活性化させていく計画が進められています。

一方で、施設の利用やサービスの提供面での市民生活への影響を最小限に抑えるためには、現在の公共施設の配置を踏まえた、地域単位での施設の再配置を考える必要があります。

また、まちの活力を支える様々なコミュニティの維持も重要な課題となっています。

2 過去に行った対策の実績

(1) 本計画の推進につながる取組

本計画の策定後、福生市個別施設計画(令和2年度)を策定したほか、市民アンケート(平成29年度、令和3年度実施)、地域懇談会(令和元年度、令和3年度実施)等を通じ、市民との情報共有・意見聴取を行うなど、継続して計画の推進に向けて取り組みました。

(2) 目標達成に向けた取組

計画目標の達成に向け、公共施設については総量抑制を原則としての施設の長寿命化や複合化・集約化、インフラ資産については、計画的な整備や長寿命化・耐震化などによる効率的な管理等に取り組みました。

ア 総量抑制の主な取組

防災食育センターの供用開始に伴う既存給食センターの除却や、一部の市営住宅(木造)の除却等に取り組みました。

イ 長寿命化や複合化の主な取組

老朽化している福祉センター、市民会館及び市営プールを長寿命化する設備改修に取り組んだ他、学童クラブの小学校校舎内への移転設置を進めました。

(3) その他公共施設マネジメントにつながる取組

その他の取組として、扶桑会館への指定管理者制度の導入、福生市営競技場のネーミングライツ導入、屋外体育施設及び公園の包括的な指定管理業務に関するサウンディング型市場調査の実施等に取り組みました。

3 公共施設等の将来の更新費用の算出

(1) 耐用年数経過後に同じ規模で更新した場合

ア 公共施設の将来の更新費用

本市が保有する公共施設を耐用年数経過後に同じ規模(延床面積)で更新したと仮定した場合、平成27～令和36年度の40年間の更新費用の総額は588.0億円で、試算期間における平均費用は年間14.7億円となります。

平成22～26年度の5年間で公共施設にかけてきた投資的経費(既存更新分及び新規整備分)は、年平均12.3億円ですので試算期間における平均費用が直近の投資的経費を上回っています。また、既存の施設の更新にかけてきた金額は年平均6.8億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新費用を

比べた場合、これまでの 2.2 倍程度の支出が必要となり毎年 7.9 億円の増加が見込まれます。(図表 24)

イ 公共施設とインフラ資産の将来の更新費用

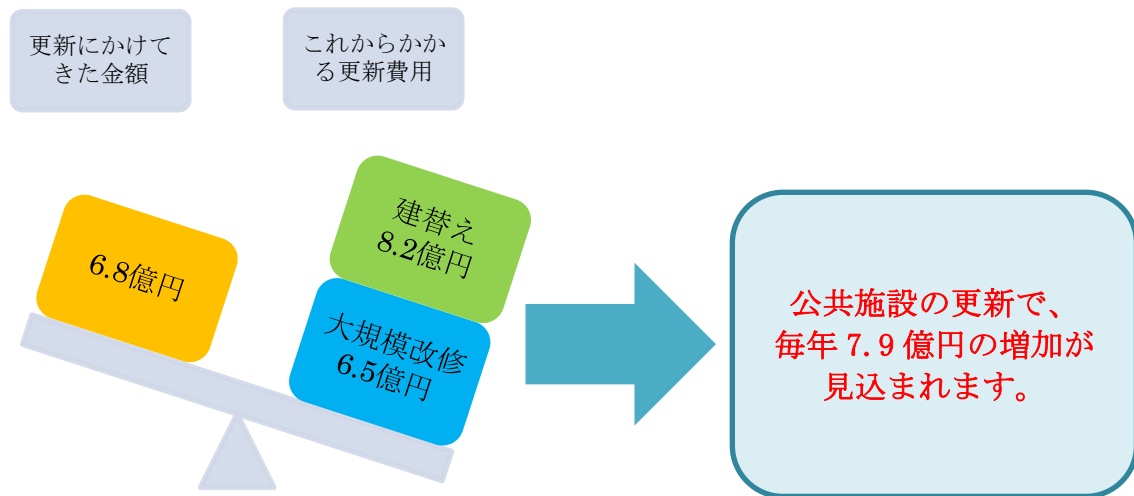
本市が保有する公共施設とインフラ資産の更新費用を加えた公共施設等のこれからの 40 年間の更新費用の総額は 898.1 億円で、試算期間における平均費用は年間 22.5 億円となります。これは、公共施設のための更新を考えた場合の 14.7 億円と比べて 1.5 倍となります。

平成 22～26 年度の 5 年間における公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 18.4 億円ですので、現状の約 1.2 倍の費用がかかる試算となります。

既存の施設等の更新にかけてきた金額は年平均 10.3 億円で、これからかかる更新費用と比べた場合、今後 40 年間でこれまでの 2.2 倍程度の支出が必要となります。

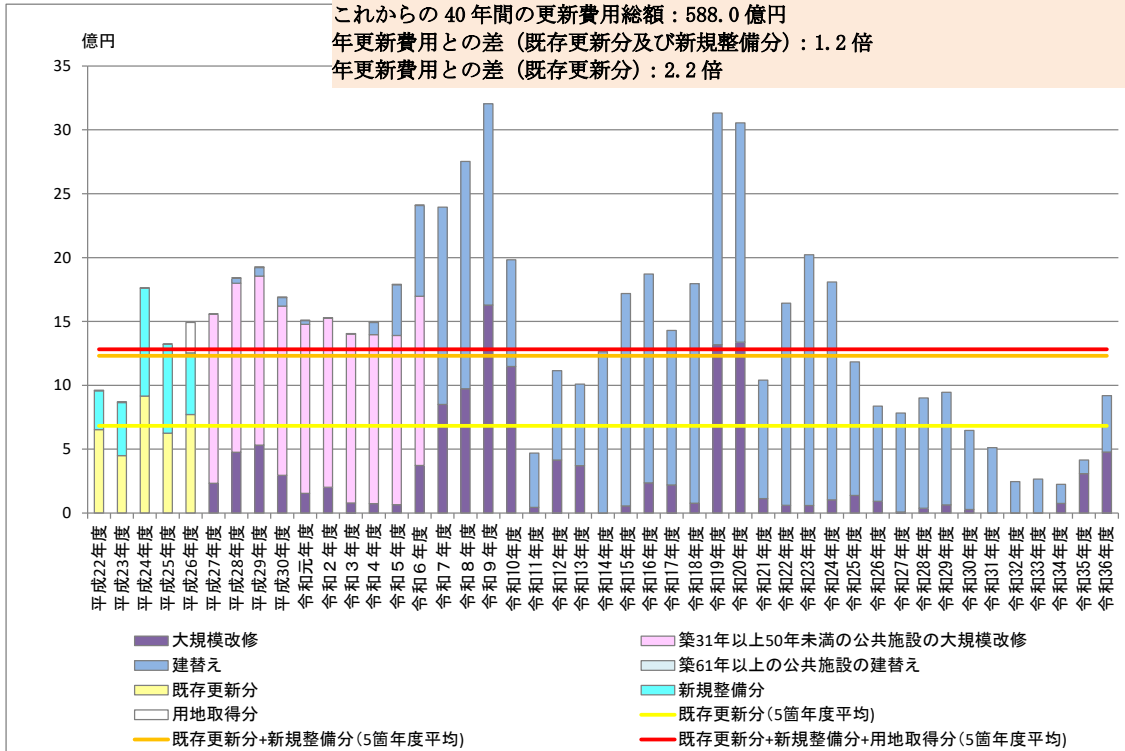
全ての期間において公共施設等に関する更新や大規模改修のためのコストが不足するというわけではありませんが、令和 6～9 年度や令和 19～20 年度など集中する時期がありますので、全庁的な観点からの計画性をもって取り組んでいく必要があります。(図表 25・26)

図表 24 維持・更新コストシミュレーション結果のイメージ
(耐用年数経過後に同じ規模で更新した場合)



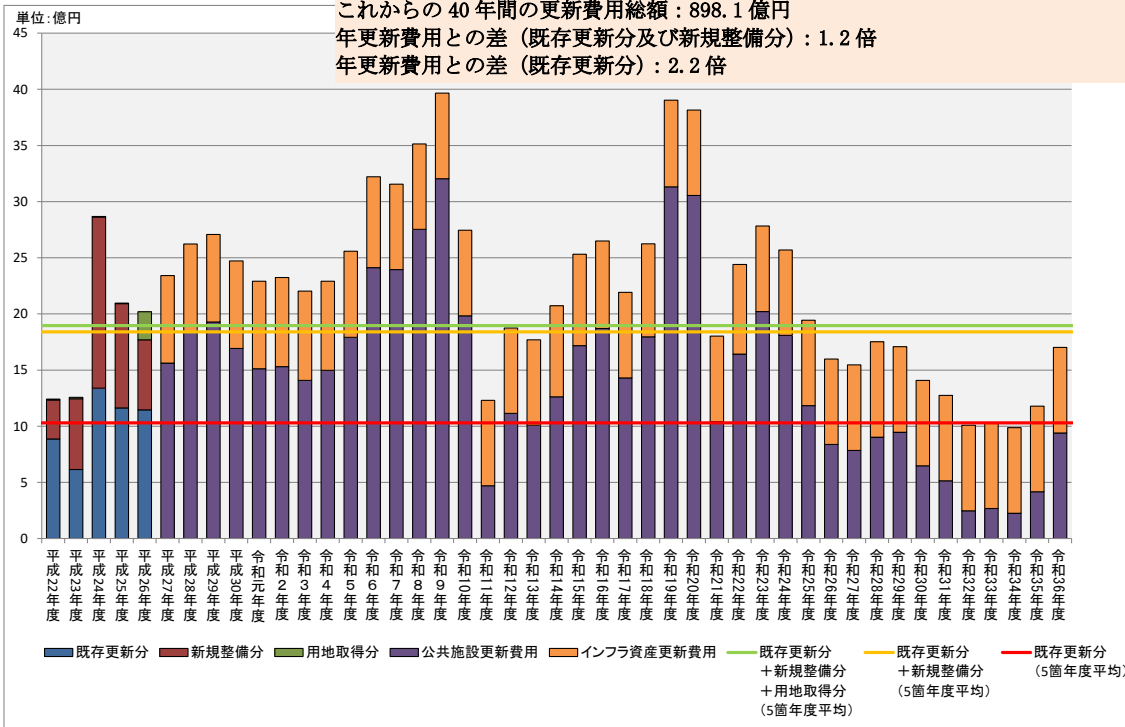
図表 25 公共施設の更新費用試算

年更新費用試算額：14.7 億円
 これまでの5年間の投資的経費（既存更新分及び新規整備分）平均：12.3 億円
 これまでの5年間の投資的経費（既存更新分）平均：6.8 億円
 これからの40年間の更新費用総額：588.0 億円
 年更新費用との差（既存更新分及び新規整備分）：1.2 倍
 年更新費用との差（既存更新分）：2.2 倍



図表 26 施設とインフラ資産の更新費用試算

年更新費用試算額：22.5 億円
 これまでの5年間の投資的経費（既存更新分及び新規整備分）平均：18.4 億円
 これまでの5年間の投資的経費（既存更新分）平均：10.3 億円
 これからの40年間の更新費用総額：898.1 億円
 年更新費用との差（既存更新分及び新規整備分）：1.2 倍
 年更新費用との差（既存更新分）：2.2 倍



(2) 長寿命化により目標年数 65 年を 15 年延長させた場合

ア 計画期間内の費用のシミュレーション

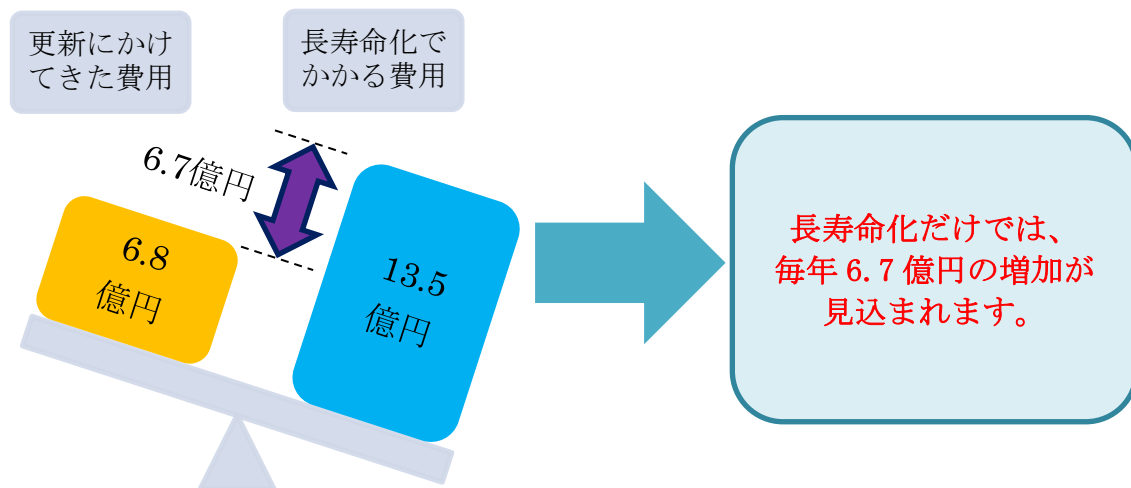
ここでは、仮に既存施設の全てを長寿命化し、建築後 80 年で建て替えるとした場合の計画期間内の費用のシミュレーションを行いました。(図表 26・27)

シミュレーションでは、現在の建物と部位部材の情報から企画設計コスト、建設コスト、運営管理(修繕)コスト及び解体再利用コストの4区分でライフサイクルコスト(建物の設計から建設、維持管理、解体に至るまでに必要となる費用の合計)を算出しました。なお、指定管理者制度の導入等、管理手法により変動する管理委託料や光熱水費等の運用管理コストは、除外しています。

また、計画期間内に福生駅西口地区に整備予定の公共施設は詳細が決まっておきませんので、本試算では、一般的な建物の建設単価を用いたコストを算出しました。

シミュレーションの結果、40 年間の計画期間内のライフサイクルコストは、総額約 538.6 億円、年平均で約 13.5 億円となり、22 ページで示した既存の施設の更新にかけてきた費用(平成 22~26 年度)の年平均約 6.8 億円の約 2 倍となり、毎年約 6.7 億円の増加が見込まれます。(図表 27~29)

図表 27 維持・更新コストシミュレーション結果のイメージ
(施設の面積を削減せず、長寿命化により目標使用年数 65 年を
15 年延長させた場合)



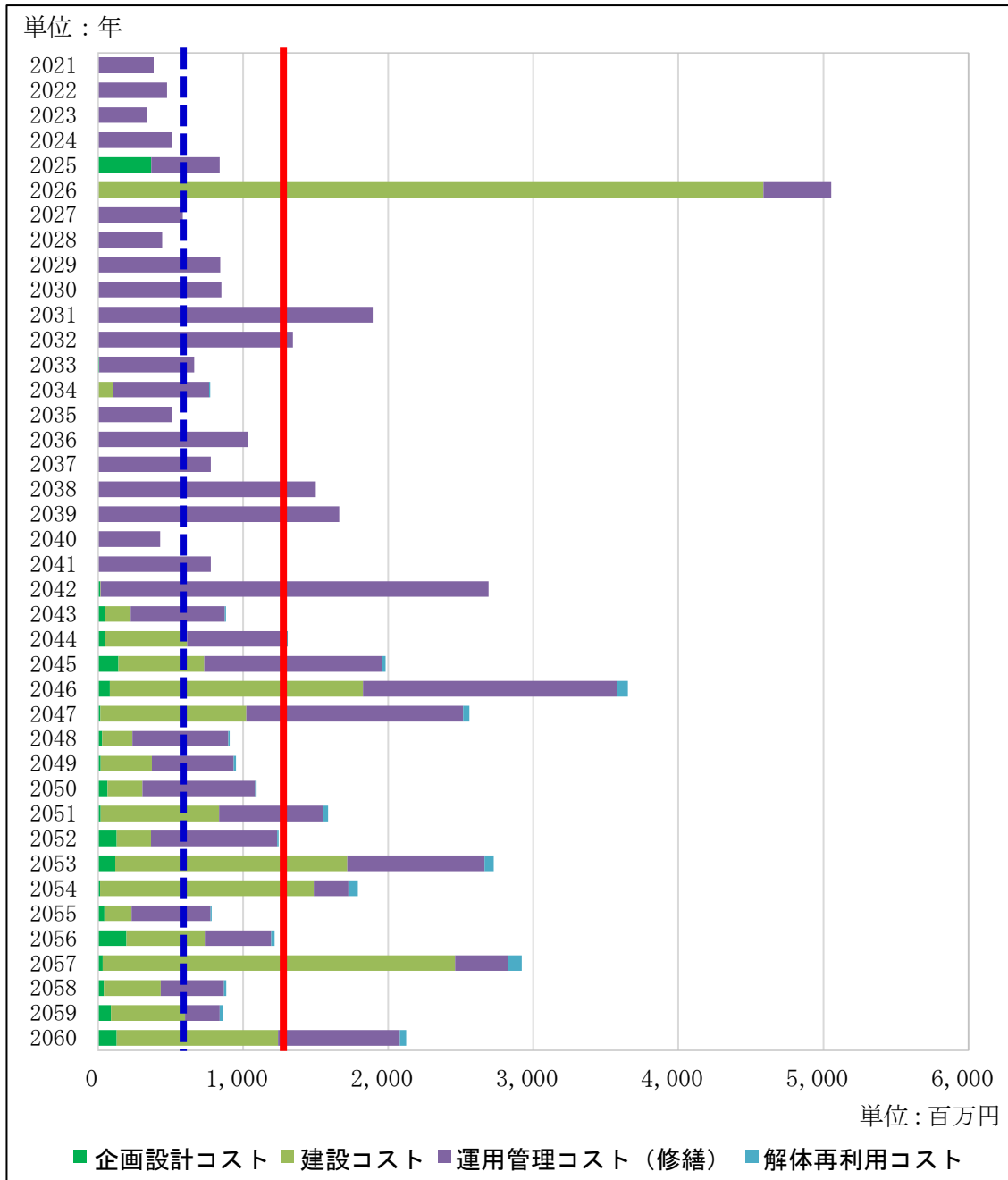
図表 28 維持・更新コストシミュレーション結果
 (既存施設の面積を削減せず、今後長寿命化により目標使用年数 65 年を
 15 年延長させた場合の 40 年間のコスト P 25・図表 29 に内訳を記載)

施設の面積を削減せず、長寿命化により目標使用年数 65 年を 15 年延長させ
 た場合の主要なライフサイクルコスト見込み

: 年平均 13.5 億円

既存の施設にかけてきた主要なライフサイクルコスト (平成 22~26 年度)

: 年平均 6.8 億円



図表 29 維持・更新コストシミュレーション結果（内訳）

単位：百万円

和暦	年度	企画設計 コスト	建設 コスト	運用管理 コスト（修繕）	解体再利用 コスト	計
令和 3	2021	0	0	385	0	385
令和 4	2022	0	0	477	0	477
令和 5	2023	0	0	338	0	338
令和 6	2024	0	0	508	0	508
令和 7	2025	368	0	471	0	839
令和 8 ※ 1	2026	0	4,586	468	0	5,054
令和 9	2027	0	0	585	0	585
令和 10	2028	0	0	443	0	443
令和 11	2029	0	0	842	0	842
令和 12	2030	0	0	850	0	850
令和 13	2031	0	0	1,893	0	1,893
令和 14	2032	0	0	1,344	0	1,344
令和 15	2033	9	0	655	0	664
令和 16	2034	0	101	666	7	774
令和 17	2035	0	0	512	0	512
令和 18	2036	0	0	1,037	0	1,037
令和 19	2037	0	0	777	0	777
令和 20	2038	0	0	1,501	0	1,501
令和 21	2039	0	0	1,664	0	1,664
令和 22	2040	0	0	429	0	429
令和 23	2041	0	0	777	0	777
令和 24	2042	15	4	2,674	0	2,693
令和 25	2043	46	179	649	8	882
令和 26	2044	48	567	668	25	1,308
令和 27	2045	142	590	1,225	26	1,983
令和 28	2046	82	1,744	1,752	75	3,653
令和 29	2047	17	1,006	1,493	44	2,560
令和 30	2048	29	208	661	9	907
令和 31	2049	19	352	565	15	951
令和 32	2050	66	240	778	10	1,094
令和 33	2051	19	816	720	32	1,587
令和 34	2052	129	237	870	10	1,246
令和 35	2053	119	1,599	946	63	2,727
令和 36	2054	15	1,472	240	64	1,791
令和 37	2055	44	187	544	8	783
令和 38	2056	196	540	458	23	1,217
令和 39	2057	32	2,429	365	95	2,921
令和 40	2058	41	392	436	16	885
令和 41	2059	90	510	239	20	859
令和 42	2060	129	1,112	840	43	2,124
40 年間合計 ※ 2		1,653	18,870	32,746	593	53,862

※ 1 令和 8 年（2026 年）の建設コストは福生駅西口地区に整備予定の公共施設を見込んだもの。

※ 2 40 年間の合計は前年未満端数処理のため合計額と内容は一致しません。

イ 長寿命化の効果の検証

22 ページの試算では、既存の公共施設を、建築後 60 年で建て替えた場合、平成 27 年度から 40 年間の更新費用の総額を約 588.0 億円、年平均約 14.7 億円と見積もりました。

アの試算で算出した長寿命化を図った場合の 40 年間の公共施設のライフサイクルコストの総額約 538.6 億円には、計画期間内に福生駅西口地区に整備する予定の公共施設の設計や建設等のコスト（約 49.5 億円）と、令和 9 年以降の修繕コスト（約 10 億円）を見込んでおります。22 ページの数値と比較するためこれらを差し引くとライフサイクルコストの総額は約 479.1 億円で、試算期間の年平均費用は約 12 億円となり、建築後 60 年で建て替える場合に比べて年平均約 2.7 億円将来費用が抑えられる効果があることがわかります。

しかしながら、約 12 億円という金額は、ここまで更新にかけてきた費用約 6.7 億円を上回るもので、いふなれば全ての施設において長寿命化を図ったとしても、これまでに更新にかけてきた費用で将来費用を賄うことは困難であるので公共施設の削減が必要となります。

ウ 40 年後の公共施設の維持補修費・投資的経費の予測

令和 2 年度当初予算における公共施設の維持補修費は約 0.87 億円を、設計費や工事費等を含む投資的経費は約 10.48 億円を計上し、合計では約 11.35 億円となります。（図表 30）

令和 42 年度のこれらの経費を現在の建物の情報を元に試算したところ、維持補修費は約 2.79 億円に、投資的経費は約 21.25 億円となり、合計は約 24.04 億円ということになりました。これは令和 2 年度の 2 倍超の金額となります。

更に、人口 1 人当たりの額は、令和 2 年度当初予算では 19,752 円、令和 42 年の推計人口での額は 63,603 円となり、約 3 倍となっております。公共施設にかかる経費が人口減少に伴い、市民 1 人当たりの負担増となることがうかがえます。

将来の経費は、物価や経済の状況で変わりますが、生産年齢人口の減少予測を踏まえれば、厳しい状況となることが推測されます。また、現在の公共施設の総量を維持し、倍の経費をかけていくなれば、他の市民サービスや事業費への影響も懸念されます。

図表 30 人口一人当たりの施設に係る経費

項目	令和 2 年度当初予算額			令和 42 年推計額		
	金額 (千円)	人口 ^{※3}	一人当たり	金額 (千円)	人口 ^{※3}	一人当たり
維持補修費 ^{※1}	87,319	57,476 人	19,752 円	279,134	37,792 人	63,603 円
投資的経費 ^{※2}	1,047,966			2,124,564		
計	1,135,285			2,403,698		

※1 主に保全（法令点検、点検保守、清掃、保安等）にかかるコスト

※2 主に更新時の企画設計、建設、解体や修繕のコスト

※3 総合戦略及び人口ビジョンによる。

(3) 維持管理・更新等に係る経費

既存施設を全て長寿命化して 80 年間で建て替えとした場合の、今後 10 年間の経費と財源見込み、耐用年数で単純に更新した場合と比較した効果額の表を次に示します。(図表 31)

図表 31 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (千円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み (令和 3 年度末 基金残高見込額)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)		
普通 会計	建築物 (a)	6,832,740	6,812,030	5,486,020	19,130,790	財政調整基金 2,819,359 庁舎維持管理基金 257,739 都市施設整備基金 2,080,830 学校施設等整備基金 1,543,896 (合計) 6,701,824	23,305,637	△ 4,174,847		
	インフラ施設 (b)	955,284	-	-	955,284				1,211,020	△ 255,736
	計 (a+b)	7,788,024	6,812,030	5,486,020	20,086,074				24,516,657	△ 4,430,583
公営 事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-	下水道事業基金 1,903,594	-	-		
	インフラ施設 (d)	399,390	997,750	2,689,200	4,086,340				5,775,120	△ 1,688,780
	計 (c+d)	399,390	997,750	2,689,200	4,086,340				5,775,120	△ 1,688,780
建築物計 (a+c)		6,832,740	6,812,030	5,486,020	19,130,790		23,305,637	△ 4,174,847		
インフラ施設計 (b+d)		1,354,674	997,750	2,689,200	5,041,624		6,986,140	△ 1,944,516		
合計 (a+b+c+d)		8,187,414	7,809,780	8,175,220	24,172,414		30,291,777	△ 6,119,363		

4 計画目標

全施設で長寿命化を図った場合の将来費用の試算では、これまで更新にかけてきた費用を毎年 6.7 億円上回ることとなり、40 年後の経費は令和 2 年度当初予算の約 2 倍となることを示しました。

これら試算上では公共施設の延べ床面積を相当量削減する必要があると考えられますが、人口一人当たりの面積が現在の水準を下回るとは、施設を利用しにくくなる等の市民への影響が考えられること、将来の施設に対する需要の変化に柔軟に対応する必要があることを踏まえ、少なくとも 20%以上の削減が必要であることとします。

したがって、公共施設については「総量抑制」を原則として施設のあり方や提供主体、維持更新にかかるコストなどについて検討を行い、福生市個別施設計画にて令和 2 年度に設定した数値を目標に、身の丈にあった施設保有量へと見直しを進め、施設の長寿命化や複合化・集約化等の方策により、市民の安全安心の確保や必要なサービスの維持向上に努めます。

インフラ資産については、市民生活を支える重要な都市基盤であることから、計画的な整備や長寿命化・耐震化などの取組を進め、効率的な管理を行います。

5 段階的な総量抑制について

本計画の目標に沿って削減を段階的に推進すると仮定した場合、計画各期までの縮減率と延べ床面積は次の図表のとおりです。（図表 32）

この図表は、定率での削減を図る模式的な数値ですが、おおむねこちらに示した推移のとおり、計画第1期では、福生駅西口地区に公共施設を整備することにより公共施設の総延べ床面積は増大する見込みで、第2期以降は、本計画に定めた施設の方向性、更新時に向けた取組を実施することにより、段階的に削減を図り、計画最終年度までには、20%以上の削減を図られることを目指します。

図表 32 段階的な総量抑制

計画目標	今後40年間で令和2年度現在の公共施設の総延べ床面積を20%以上削減する。
------	---------------------------------------



期 間	縮減率（累計値）	縮減後の延べ床面積
令和3年3月（見込み）	—	145,866 m ²
第1期 令和12年度まで	—	160,866 m ²
第2期 令和22年度まで	—	146,142 m ²
第3期 令和32年度まで	約10%	131,418 m ²
第4期 令和42年度まで	約20%	116,693 m ²

福生市個別施設計画（令和2年度）にて設定

6 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 点検・診断等に関する基本的な方針

- 建物の定期的な点検・診断により、経年による劣化や損傷の状況を正確に把握し、劣化や損傷による危険や機能障害を回避します。事故等の問題発生回避のほか、修繕、更新等の必要性の判断のために、法定点検・診断のほか、職員による自主点検を定期的に実施します。
- 建物の点検マニュアルに基づき、自主点検を施設所管課で実施します。点検・診断の結果、異常が発見された場合には、必要な対応を行い予防保全に努めます。
- インフラ資産の定期的な点検や巡視等により、経年による劣化や損傷の状況を正確に把握し、状況に応じた対策の早期検討、計画的な実施を推進します。

(2) 維持管理に関する基本的な方針

- 損傷が発生した後に修繕等を行う「事後保全型」から、計画的に改修等を行う「予防保全型」の維持管理へと転換し、計画的な保全に努めます。
- 小規模な建物や建替えを想定しない建物については、故障や不具合が生じた場合に修繕を行うことにより、保全を図っていきます。
- 管理運営については、公民が連携をして、民間事業者のノウハウを引き出しつつ魅力的な施設運営と効果・効率的な維持管理が図れるよう、指定管理者制度など公民が連携した PPP の推進や、PFI の活用等、民間活力を積極的に導入します。
- 市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、用途変更が容易な施設設計を行うなどの工夫を図ります。
- 維持管理に必要な財源を確保するため、福生市使用料・手数料等受益者負担適正化方針等に基づき、地方公会計制度によるコストデータなどを活用しながら、受益者負担について、定期的に見直しを行います。
- 民間事業者が同様のサービスを提供できる場合には、サービス水準や利便性、公共性の確保などを総合的に判断し、施設の民営化など適切な措置を行います。
- 長寿命化計画を策定しているインフラ資産については、マネジメントサイクルに基づく維持管理の効率化を推進し、計画を着実に遂行していきます。
- 更新費用の平準化を図るとともに、将来の投資に備え、使用料、利用料金の見直しを進めるほか、既に一部施設に導入しているネーミングライツ等、施設を有効活用した財源確保の取組を行います。
- 改築、更新においては集約化又は複合化を検討するとともに工期の短縮を図るほか、

機器、配管の配置については、将来の改修を容易になるものとする等、経費の節減や今後の保全に配慮します。

(3) 安全確保に関する基本的な方針

- 点検・診断により高度の危険性が認められた公共施設について、ハード・ソフトの両面から安全を確保します。
- 点検・診断等によって危険性が認められた場合は、一時的な供用停止、応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。
- 安全確保のための修繕や改修については、防災拠点の有無や市民の利用状況などの視点から、対応の優先度を検討します。
- 災害時の市民の安全を守るため、道路や下水道等の耐震化を推進します。

(4) 長寿命化に関する基本的な方針

- 公共施設の耐用年数到来年度(公共施設の更新の対応時期)を把握し、耐用年数を迎える前に躯体の健全性を調査し、良好と診断された公共施設については、利用状況や将来的なニーズを踏まえて今後の方向性を検討し、必要に応じて長寿命化を行います。
- 計画的な長寿命化により更新時期の集中を回避し、更新費用の平準化を図ります。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

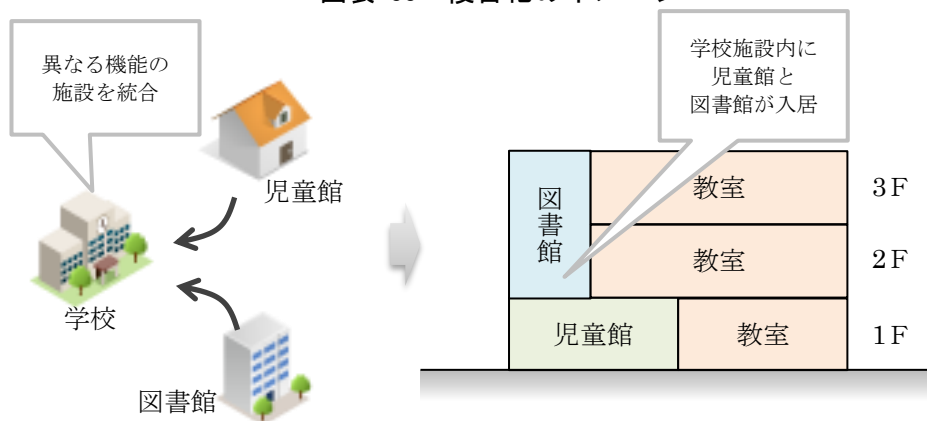
- 全ての人が、安全かつ快適に社会参加できるよう、「第4期福生市バリアフリー推進計画」(令和3年3月策定)に基づき、「施設等のバリアフリー」や「心のバリアフリー」など、ハードとソフトの両面から、公共サービスのユニバーサルデザイン化を推進します。

(6) 複合化・集約化等に関する基本的な方針

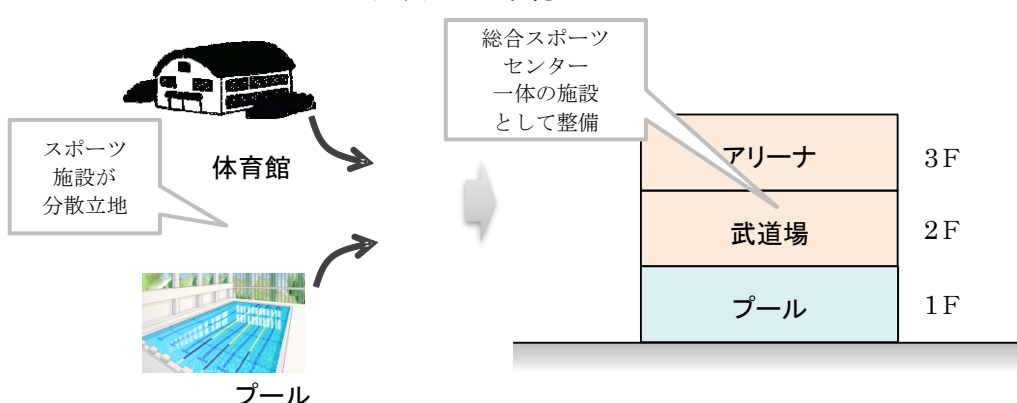
- 「総量抑制」の原則に基づいて公共施設のあり方を検証し、個別施設計画で示した「再配置基本方針」に沿って、学校施設を核とした複合化を軸に、今後の適正な配置や、更なる施設の複合化・集約化を推進します。
- 公共施設の更新時において、異なる機能を持つ施設の複合化(図表 33)、減築や同種の機能を持つ施設の集約化(統合)(図表 34)、それらによって必要度の低下した施設の廃止などにより、公共施設保有量の削減を推進します。
- 複合化・集約化等を進めることで、総量抑制を図るだけでなく、同時に施設の老朽化といった課題の解決を図り、複数の機能が施設に備わることで、市民サービスの利便性を向上させ、住民同士の交流や、空間的、時間的に効率の良い施設活用を目指します。

- 複合化・集約化等に際しては、当該施設が有している機能のサービス範囲(市内全域を対象にしているのか、中学校区などの特定地域を対象にしているのか)や、利便性、利用状況などを踏まえて検討します。
- 複合化・集約化等の推進に当たっては、高齢者や障害者等交通弱者への移動支援の充実及び福生駅西口地区の公共施設整備の課題と関連付けながら、交通アクセスの整備について検討します。
- 福生駅西口地区公共施設の整備に伴って、既存施設の類似する機能を移転させることを検討します。また、機能移転した場合の既存施設について、建物の老朽化状況等を踏まえながら、他用途への転用や除却のほか、一定期間既存の機能のまま使うこと等も含め、活用等の方針を検討します。
- 公共施設の新規整備時には、既存用地を活用することを原則として、建物を建設する際には、周辺施設の複合化・集約化等について検討します。
- 類似した機能については統合を検討するなど、機能の重複の解消を図ります。
- 近隣自治体と機能を共有できるような施設については広域連携を推進し、広域の観点から適正な施設の保有量を検討します。

図表 33 複合化のイメージ



図表 34 集約化のイメージ



(7) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

○複合化・集約化等に伴う公共施設の整理によって生じた用地等については、民間への貸付や売却等による財源確保に努めます。

(8) 省エネルギーの推進方針

○施設の更新、大規模改修、設備更新に当たっては、「福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針」(平成 25 年度策定)に沿って、省エネルギー設備の導入、断熱性能の強化、再生可能エネルギーの活用、施設緑化及び雨水利用等を検討します。

○冷暖房や照明器具などの設置機器の消費エネルギーに関する診断を実施し、コスト縮減や環境負荷低減が見込まれる場合は、機器の改修等を検討します。

7 全庁的な情報管理・共有方策

公共施設のマネジメントを全庁的に推進するため、個々の施設における老朽化状況などの情報を集約し、建物のライフサイクル（建設・大規模改修・解体）を一元管理するとともに、幅広い視点からのコスト縮減に努めていきます。

8 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

地方公会計から得られる、固定資産台帳や統一的な基準による財務書類等の資料を、本計画に基づく具体的な取り組み等の検討や進捗管理、公共施設の適正管理等において、積極的に活用します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 市民文化・生涯学習系施設

(1) 主な施設

市民会館・公民館、地域会館、図書館、プチギャラリー、体育館、プール、競技場など37施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 体育館やプールなどのスポーツ施設は、他の施設よりも劣化や損傷が激しい傾向にあるため、計画的な予防保全工事や老朽化対策により、更新費用の平準化を図ります。
- 中央図書館、松林会館、白梅会館など、多くの施設は建設後40年以上経過しているため、計画的な予防保全工事や老朽化対策を行っていくとともに、施設の利用状況や将来的なニーズを踏まえて今後の方向性を検討し、必要に応じて長寿命化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 中央体育館は、建設後50年が経過して老朽化が進んでいるため、地域体育館との関係性や施設規模、立地性などを踏まえ、福生駅西口地区に整備予定の公共施設や、「文化の森」周辺等への機能分散・機能移転など、今後の施設のあり方を検討します。
- 屋外スポーツ施設については施設の利用状況や将来的なニーズを踏まえ、公園施設との包括的な管理運営も含めて、民間活力導入等の方向性を検討します。
- 大規模な施設である市民会館・公民館は、建設後40年以上が経過して老朽化が進んでおり、大規模改修等に伴う多額の経費の発生が見込まれるため、今後の方向性として、市民会館機能の、福生駅西口地区に整備予定の公共施設への機能移転の可能性を早期に検討します。
- 地域会館や図書館などは既に複合化が進められていますが、学校など他の施設との更なる複合化も検討します。

2 学校教育系施設

(1) 主な施設

学校は、小学校が7校、中学校が3校あり、そのほか教育センターと旧第二学校給食センターがあります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

○いずれの学校も建設後40年以上経過しているため、個別施設計画に基づき、計画的な劣化診断調査、予防保全工事や老朽化対策を行い、更新費用の平準化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

○学校教育法施行規則等の法令や、人口の将来推計など地域の実情を踏まえ、小中一貫教育校や義務教育学校等、学校の今後のあり方や教育活動のあり方にも対応できるよう、学校の適正な規模や配置、機能について検討します。

○学校は大規模な施設であるため、大規模改修や更新の際には、学童クラブや児童館をはじめ、地域対象施設の様々な機能との複合化を検討します。

3 保健・福祉施設

(1) 主な施設

児童館、学童クラブ、福祉センター、保健センターなど 18 施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

○大規模な施設である福祉センターは、平成30年から令和元年度にかけて、老朽化した設備等の改修を行いました。今後も定期的な診断等により、必要性に応じて改修を検討します。また、長寿命化や更新の検討に当たっては、洪水時の浸水被害の想定から、立地等の検討が必要です。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

○児童館や学童クラブなどは既に複合化が進められていますが、学校の大規模改修や複合化に合わせて、学校と複合化することも検討します。

○保健センターは、東京都から譲渡された施設であり老朽化が進んでいます。市内全域がサービス範囲であることや、立地の利便性を踏まえ、福生駅西口に整備される公共施設へ移転するとともに、他の機能との複合化による相乗効果等も含め、今後の施設のあり方を検討します。

4 行政系施設

(1) 主な施設

庁舎、リサイクルセンター、消防団詰所及び車庫など 20 施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

- 庁舎については、今後の施設の老朽化を見据え、維持管理費の平準化が図れるよう、定期的な点検・診断等を行い、建物の構造や用途などによる基準、更新と長寿命化によるコストを比較した上で、必要性があれば長寿命化を図ります。
- リサイクルセンターは、稼動から20年以上が経過しており、設備・機器の老朽化が課題となっているため、「福生市リサイクルセンター長寿命化総合計画」(令和元年度策定)に基づき施設・設備の長寿命化を図っていきます。
- 消防団車庫兼詰所は、いずれも建設後30年以上経過しており、施設の性格上、災害時にも稼動し続けることが求められるため、計画的な予防保全工事や老朽化対策により、長寿命化を図ります。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

- 「福生市一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、リサイクルセンターをはじめとする、西多摩衛生組合の構成市町ごとに設置している資源化处理施設について、統合を含めた広域的かつ効率的な施設整備を検討していきます。

5 公営住宅

(1) 主な施設

市営住宅は、第一から第五まであります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

○「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化を推進します。

複合化・集約化等に関する基本的な方針

○人口減少、空き家の増加及び将来的な集約の可能性を踏まえて、更新に代わる、民間ストックの活用などの事業手法を検討します。

○木造建物は、更新時期には建て替えをせず、除却後の跡地については、他の用途での活用のほか、売却等を通じた民間分譲住宅の誘致等も選択肢として検討します。

6 その他の公共施設

(1) 主な施設

駅公衆便所、まちなかおもてなしステーションなど6施設あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

長寿命化に関する基本的な方針

○定期的な点検による不具合の早期発見や老朽化対策により、更新費用の平準化を図ります。

7 道路

日常的な道路パトロールや定期点検を継続して行い、不具合の早期発見に努めます。また、平成 25 年 5 月の道路法の一部改正により義務付けられた道路ストック総点検の結果に基づいて令和元年度に改定した「道路維持計画」に基づき、維持管理に係るコストの最適化及び平準化を図り、利用者の安全確保を行っていきます。

8 橋りょう

「橋りょう長寿命化修繕計画」（平成 30 年度改定）に基づき、計画的かつ予防保全型の維持管理を行い、橋りょうの長寿命化と利用者の安全確保を行っていきます。

9 下水道

「下水道総合計画」（平成 22 年度策定）、「総合地震対策計画」（平成 27 年度策定）、「ストックマネジメント計画」（平成 29 年度策定）に基づき、管路施設の計画的かつ効率的な管理を行っていきます。

10 公園

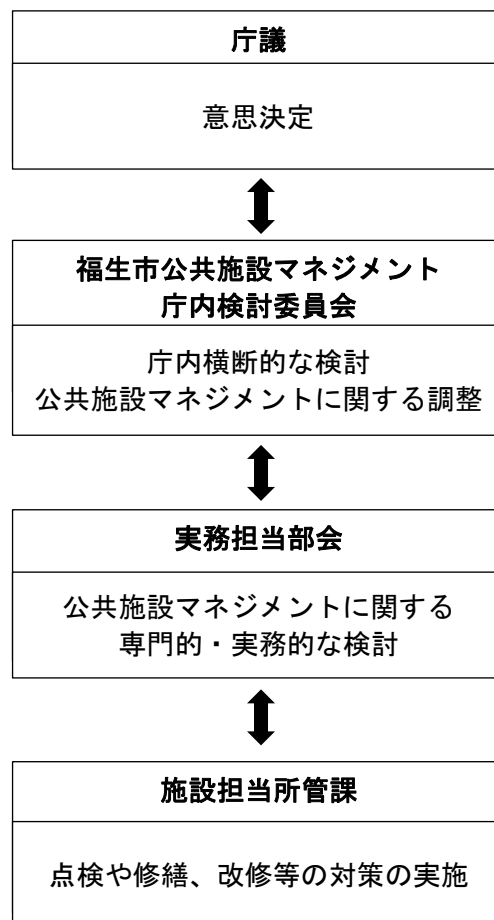
日常的な公園パトロールや公園ボランティアとの連携を強化するほか、市民等から寄せられる情報により状況を把握し、公園施設の不具合の解消に努めます。今後、公園施設を総点検し、機能ごとに保全やライフサイクルコストを把握した上で維持管理や長寿命化に関する計画を策定し、管理運営の課題整理や維持管理における民間活力の導入方法等についてまとめ、今後のあり方について検討を行います。

第5章 計画の推進体制とPDCAサイクルの推進方針

1 計画を推進する庁内の組織体制

本計画で定めた基本的な方針に基づき、公共施設等を所管している関係部署の責任者（部長級）で構成する「公共施設マネジメント庁内検討委員会」を定期的で開催し、公共施設マネジメントの推進に必要な事項について審議し、市長へ報告するほか、取り組み内容について、庁内横断的に検討、調整を行います。専門的・実務的な事項については、実務担当部会を設置しこれを検討します（図表 35）

図表 35 本市の公共施設等マネジメントの推進体制（イメージ）



2 PDCAサイクルの推進方針

毎年度、本計画の推進状況の把握を行います。

本計画及び福生市個別施設計画では、推進の取組を10年ごと、4期に分けて整理しており、各期の中間年と最終年の5年ごとに、計画の見直しを行います。（図表36）

図表 36 計画の見直しサイクル



福生市公共施設等総合管理計画(改定)(案)

福生市企画財政部行政管理課

〒197-8501

福生市本町5番地

T E L 042-551-1511

F A X 042-553-4451